

( 1 か月単位：税抜き額 )

口径	メーター使用料 ( 1 か月 ) A	加入金 ( 加入時のみ )
13mm	140 円	40,000 円
20mm	280 円	80,000 円
25mm	300 円	130,000 円
40mm	580 円	500,000 円
50mm	1,330 円	700,000 円
75mm	4,200 円	1,400,000 円

種 別	基本水量 ( 1 か月 )	基本料金 ( 1 か月 ) B	超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり) C
一般用	10m <sup>3</sup>	1,150 円	130 円
学校官公署用	20m <sup>3</sup>	2,650 円	155 円
営業用	20m <sup>3</sup>	2,850 円	180 円
工場及び湯屋用	50m <sup>3</sup>	5,100 円	180 円
臨時用	20m <sup>3</sup>	5,100 円	180 円

## 【水道料金計算例】

一般用の口径 13mmメーターの家庭で、1 か月 30 立米使用した場合

A：メーター使用料 140 円

B：基本料金 1,150 円

C：超過料金 ( 30 - 10 ) × 130 = 2,600 円  
使用水量 - 基本水量 × 超過料金単価

合計 3,890 円

合計 × 1.05 = 4,084 円

[ 水道再開栓手数料 ] 1 件 735 円

一時的に使用を中止した水道栓を再開する際の手数料としていただくものです。

畑地等で一時的に止めてあった水道栓を再開するとき

アパート等へ入居し、水道を使用するとき

アパート等で借家人が引っ越した後、清掃等のため不動産業者・清掃業者名義で水道を使用するとき

新築の際、業者名義で水道を使用した後、施工主へ名義を変えて水道を使用するとき  
納入方法・・・再開栓の申し込み後、最初の水道料金に合算して納めていただきます。

問合せ

越前市水道課 TEL 0778 - 22 - 7918 FAX 0778 - 25 - 4666